

答 申 第 5 5 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 3 年 11 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 2 年 11 月 24 日付けで三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「特定の個人に関する令和〇年〇月〇日付け死亡診断書（以下「本件診断書」という。）」の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、三重県病院事業庁長（以下「実施機関」という。）が令和 2 年 12 月 8 日付けで行った保有個人情報非訂正決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求人が訂正請求書、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している、訂正を求める箇所及び内容並びに訂正請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 訂正を求める箇所及び内容

ア 本件診断書における「死亡の原因」欄

- (ア) 「（ア）直接死因」欄は「〇〇」ではなく「〇〇」である。
- (イ) 「（イ）（ア）の原因」欄は「〇〇」ではなく「〇〇」である。
- (ウ) 「（ウ）（イ）の原因」欄は「〇〇」ではなく「〇〇」である。
- (エ) 「（エ）（ウ）の原因」欄は「〇〇」ではなく「〇〇」である。
- (オ) 「直接には死因に関係しないが 欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」欄に「〇〇」の記載が無い。

イ 本件診断書における「死因の種類」欄は「〇〇」ではなく「〇〇」である。

ウ 本件診断書における「〇〇」欄

- (ア) 「〇〇」欄に「〇〇」の記載が無い。
- (イ) 「〇〇」欄に「〇〇」の記載が無い。
- (ウ) 「〇〇」欄に「〇〇」の記載が無い。
- (エ) 「〇〇」欄に「〇〇」の記載が無い。

(2) 訂正請求の理由

本件診断書については、実施機関が保有するカルテ等の関係公文書や、医師が遺族に説明した内容と明らかに相違し、そのことについて厚生労働省に相談、確認したところ、診療録や遺族へ説明した内容等と異なる記載は、当然禁じられるとのことであった。

また、病院内調査組織の位置づけである外部の医学専門家も参加する医療事故調査委員会における医療事故調査報告書の内容と根本的に異なることを本件診断書に記載するのは、到底説明のつかないことである。

さらに、総務省に診断書訂正請求事案について確認したところ、無条件で一律排除の対処や一律訂正は誤りであり、個別の事案内容に応じ、十分な精査を踏まえて対処すべきとのことであり、これは、条例第 30 条の一見評価に関する情報と思われるが、事実に関する情報が含まれる場合、十分精査して判断する必要があると解釈

されることと相違するものではない。

ところで医師の評価は記録されて事実となることから、本件診断書は、その事実の証明となる。したがって本件訂正請求は、医療における評価、判断にかかる問題ではなく、文書事実にかかる問題であり、その事実の訂正を求めるものである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件診断書は、医師法第 19 条第 2 項の規定に基づき医師にのみ作成が認められた文書であり、その内容については、作成する医師が専門的知見に基づいて判断し、その資格と責任において記載するものである。

また、本件診断書を交付するにあたり、審査請求人に死因等の判断理由について文書で説明を行っている。

死亡診断書の訂正について、厚生労働省に個人情報保護制度における訂正請求の対象とすることができるか確認したところ、病名等の医師の判断により記載された事項については、医師の責任のもと記載されるものであり、訂正については医師の判断により行うものとなることであった。

したがって、医師の資格で記載を行う診断や評価に関する事項については、氏名、生年月日等の客観的に正誤の判断が可能である事項には該当せず、訂正請求の対象とすることはできないものである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討し、条例を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 個人情報の訂正請求権について

条例第 30 条第 1 項は、「何人も、条例第 26 条第 1 項若しくは第 27 条第 3 項の規定により開示を受けた保有個人情報又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。」旨を規定し、実施機関から開示を受けた保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することを権利として認めている。

「事実の誤り」とは、氏名、住所、年齢、家族構成、学歴、職歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいう。したがって、個人に対する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることはできない。

(2) 訂正請求の手続きについて

条例第 31 条第 1 項は、「訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載し請求書を実施機関に提出しなければならない。」と規定し、同項第 5 号に「訂正請求の内容」をあげ、当該事項を訂正請求書に記載すべき事項と定めている。「訂正請求の内容」とは、訂正が必要な箇所及び訂正すべき内容をいう。

また、同条第 2 項は、「訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示しなければならない。」と規定している。

(3) 個人情報の訂正義務について

条例第 32 条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、必要な調査を行

い、当該訂正請求の内容が事実と合致することが判明したときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない。」と規定し、同条第1号で「法令等の定めるところにより訂正をすることができないとされているとき」、同条第2号で「実施機関に訂正の権限がないとき」、同条第3号で「その他訂正しないことについて正当な理由があるとき」と定めている。

(4) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件診断書の記述である。

(5) 保有個人情報の非訂正の妥当性について

(1)で述べたとおり、保有個人情報の訂正請求権は客観的な正誤の判定になじむ事項の誤りについて認められるものであって、個人に対する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることはできないものである。ただし、一見評価に関する事項であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があるので、十分精査した上で判断する必要がある。

本件診断書は、医師法第19条第2項の規定に基づき医師にのみ作成が認められた文書であり、その内容については、作成する医師が専門的知見に基づいて判断し、その資格と責任において記載するものである。

審査請求人は、本件診断書はカルテ等の関係公文書、医師の説明及び医療事故調査報告書等に基づいた事実の証明書であるとして、3(1)のとおり訂正を求めている。たしかにそれらの根拠資料自体は事実にあたるが、当該資料等と死亡後の診察等の様々な要素を勘案して医師が総合的に評価、判断し、本件診断書に死因等が記載されるものと考えられる。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、審査請求人が訂正を求める3(1)ア及びイについては、医師が死因等について、医師の資格と責任のもと、専門的知見に基づき、評価した内容を記載する項目であり、客観的な正誤の判定になじむものではなく訂正請求の対象とならないものと認められる。次に3(1)ウについては事実を記載する項目も見受けられるが、3(1)イにおいて「〇〇」と評価、判断された場合のみ記載する追加事項であるため、やはり訂正請求の対象とならないものと認められる。

(6) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 3 . 3 . 1 5	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 3 . 4 . 1 6	・ 実施機関を經由して反論書の受理
R 3 . 4 . 2 3	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 3 . 5 . 2 0	・ 審査請求人より意見書の提出
R 3 . 7 . 1 2	・ 実施機関より資料の提出
R 3 . 1 0 . 2 8	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明及び資料の提出 ・ 審議 (令和3年度第3回第2部会)
R 3 . 1 1 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第4回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。